

株式等振替制度における番号法対応要綱

株式会社証券保管振替機構

項 目	内 容	備 考
はじめに	<p>○ 本要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、同法施行令、同法施行規則、社債、株式等の振替に関する命令及び金融庁告示に基づき作成したものである。</p> <p>○ 株式等振替制度における番号法対応として、口座管理機関から機構を通じて番号法第19条第10号に規定する発行者又同法施行令第24条に規定する発行者に準ずる者（以下「発行者等」という。）に対して、株主等の番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号（以下「共通番号」という。）を通知することとする。</p>	<p>※ 別紙1「株式等振替制度における番号法対応の概念図」参照。</p>
1. 対象	<p>○ 本要綱は、機構が株式等振替制度において取り扱う振替株式、振替投資口、協同組織金融機関の振替優先出資、振替新株予約権、振替新投資口予約権、振替新株予約権付社債、振替投資信託受益権及び振替受益権を対象とする。</p>	<p>※ 短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度及び外国株券等保管振替決済制度において取り扱う有価証券は本要綱の対象外とする。なお、外国株券等保管振替決済制度においては、別途対応する。</p> <p>※ 投資信託及び投資法人に関する法律の改正により創設される新投資口予約権のうち、機構が株式等振替制度において取り扱う振替新投資口予約</p>

項 目	内 容	備 考
<p>2. 加入者情報の通知を行う場合の共通番号の通知</p> <p>(1) 口座管理機関による機構への共通番号の通知</p>	<p>○ 口座管理機関は、加入者のために、振替株式等についての振替を行うための口座を開設したときは、機構に対して、加入者情報の通知に併せて、加入者から告知を受けた共通番号を通知しなければならない。</p> <p>加入者の直近上位機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、その上位機関である直接口座管理機関を通じて機構に通知しなければならない。</p>	<p>権は本要綱の対象とする。</p> <p>※ 本要綱の個人番号の取扱いにおいて、発行者等、機構及び口座管理機関は番号法第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者となる。また、個人番号関係事務を委託する場合には、番号法第11条に基づく委託先に対する監督を行わなければならない(再委託の場合も同様。)</p> <p>※ 別紙2「加入者情報の通知を行う場合の共通番号の通知のイメージ」参照。</p> <p>※ 口座管理機関から機構に対する加入者情報の通知期限は、原則として、加入者の口座に初めて振替株式等の数の記載又は記録をした日から起算して5営業日目の日までである。</p> <p>※ 具体的には、現在の「加入者情報データ(新規登録)」及び「加入者情報データ(変更)」に新たに「加入者の</p>

項 目	内 容	備 考
		<p>共通番号」の項目を追加する。</p> <p>※ 既に機構に対して加入者情報を通知している加入者から共通番号の告知を受けた場合には、口座管理機関は「加入者情報データ（変更）」により通知する。なお、口座管理機関が加入者から共通番号の告知を受けるのは番号法の施行日からとなる。</p> <p>※ 機構に通知する共通番号は、振替口座簿に加入者として名義が記載又は記録されている者の共通番号である。</p> <p>※ 加入者が共通番号を有しない者である場合又は口座管理機関が加入者から共通番号の告知を受けていない場合には、左記の通知は不要である。</p> <p>※ 共通番号の桁数は個人番号については12桁で、法人番号については13桁で定められる。</p> <p>※ 加入者が信託の受託者である場合の信託財産について、通知すべき共通番号は、委託者又は受益者の共通番号ではなく、受託者の共通番号になる。したがって、受託者の信託財産と固有財産の共通番号の区別はない。</p>

項 目	内 容	備 考
		<p>※ 加入者の口座が複数の者の共有に属する場合（すべての共有者が列挙された名義の口座の場合）には、通知すべき共通番号は、各共有者の共通番号になる。なお、共有者の共通番号の通知については、共有者の氏名又は名称及び住所の通知方法と同様の手続により行う。</p> <p>※ 加入者に共通番号の変更が発生し、変更後の共通番号の告知を受けた場合には、口座管理機関は機構に対して、変更後の共通番号を通知しなければならない。</p> <p>※ 加入者が機構加入者であって、共通番号を有する者である場合には、機構に対して、共通番号を届け出なければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、機構に対して通知した共通番号に誤りがあった場合には、加入者情報の訂正と同様の手続により、共通番号の訂正を行う。</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者の振替株式等の振替を行うための口座を閉鎖するときは、機構に対して、加入者情報</p>

項 目	内 容	備 考
		<p>の削除の通知に併せて、機構の共通番号提供用ファイルに登録されている当該加入者の共通番号に係る削除の通知を「加入者情報データ（削除）」により行わなければならない。</p> <p>※ 機構は口座管理機関からの削除の通知に基づき、共通番号提供用ファイルに登録されている共通番号の削除予約の登録を行い、4か月経過後に当該共通番号を共通番号提供用ファイルから削除する。</p> <p>※ 加入者情報の削除については、口座管理機関から機構に対する削除の通知後、1年6か月経過後に行われるため、共通番号の削除の取扱いと異なる。そのため、口座管理機関が、機構に対して、削除の通知をした加入者の共通番号が削除された後から加入者情報が削除されるまでの期間（4か月以上1年6か月未満）に、口座管理機関が機構に対して、加入者情報の再開の通知を行った場合には、当該加入者の共通番号を「加入者情報データ（変更）」により別途通知しなければならない。</p>

項 目	内 容	備 考
(2) 機構における共通番号の管理	<p>○ 機構は口座管理機関から通知を受けた共通番号を共通番号提供用ファイルに登録し、管理する。</p>	<p>ない。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関から通知された共通番号を加入者情報の名寄せの判定に利用せず、現在の加入者情報とは別途に管理する。</p> <p>※ 現在、加入者の氏名又は名称及び住所等に変更が生じた場合には、機構は、名寄せされた当該加入者に係る加入者情報を通知している他の口座管理機関に対して、「加入者情報更新済通知データ」によって、変更情報を通知しているが、共通番号の通知又は変更があった場合には、当該情報は通知しない。</p>
3. 発行者等への共通番号の通知	<p>○ 発行者等は総株主通知、総投資主通知、総優先出資者通知、総新株予約権者通知、総新投資口予約権者通知、総新株予約権付社債権者通知、総受益者通知（以下「総株主通知等」という。）又は単元未満株式の買取請求、取得請求権付株式の取得請求、振替新株予約権行使、振替新投資口予約権行使又は振替新株予約権付社債に付された新株予約権行使の取次ぎ（以下「各種請求取次ぎ」という。）により、機構から通知を受けた株主等について、所得税法第225条第1項（第1号、第2号、第8号又は第10号から第12号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出される支払調書を作成する場合には、当該株主等の共通番号を機構に対して請求することがで</p>	<p>※ 別紙3「共通番号の請求及び通知のイメージ」参照</p> <p>※ 共通番号の請求及び通知に係る機構とのデータの授受は、株主名簿管理人、投資主名簿管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人（受益者名簿管理人は、発行者等から委託を受けた者として取り扱う。）を通じて行</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(1) 発行者等による 機構への共通番号 の請求</p>	<p>きる。 機構は、発行者等から請求を受けた株主等の共通番号を発行者等に対して通知する。</p> <p>○ 発行者等は、総株主通知等又は各種請求取次ぎにより通知を受けた株主等について支払調書を作成することが確定した後に、機構に対して、当該株主等に係る次に掲げる事項を通知することによって、当該株主等の共通番号を請求することができる。</p>	<p>う。</p> <p>※ 新株予約権付社債権者の共通番号の請求及び通知に係る機構とのデータの授受は株主名簿管理人を通じて行うため、総新株予約権付社債権者通知の機構からの通知先を、原則として株主名簿管理人に限るよう変更する。</p> <p>※ 具体的には、発行者等から機構に対して通知する「共通番号照会データ」を新設する。</p> <p>※ 左記の請求は、発行者等が株主等に対する配当金の支払後等に、支払調書を作成する株主等に限って行うことができる。このため、無配等により配当金が支払われない場合、株主等が配当金振込指定方式として株式数比例配分方式を利用しており口座管理機関のみが支払調書を作成する場合、及び配当金等の支払金額が支払調書の作成要件に満たない場合等には、共通番号を請求してはならない。</p> <p>※ 左記の請求は、番号法の施行日以降に支払等が確定する株主等の支払調</p>

項 目	内 容	備 考
		<p>書を対象とする。ただし、総新株予約権者通知、総新投資口予約権者通知又は総新株予約権付社債権者通知により通知を受けた新株予約権者、新投資口予約権者又は新株予約権付社債権者の支払調書の作成に係る共通番号の請求については、番号法の施行日以降に新株予約権者確定日、新投資口予約権者確定日又は新株予約権付社債権者確定日が到来するものを対象とする。</p> <p>※ 左記の請求について、請求対象の株主等が、総株主通知等により通知された株主等の場合には、株主確定日から起算して6か月目の日、各種請求取次ぎにより通知された株主等の場合には、振替日又は新規記録日から起算して6か月目の日を請求期限とする。</p> <p>※ 左記の請求について、機構は1営業日当たりの上限件数を設けることとし、この上限件数を超える場合には、発行者等は機構に対して事前連絡を行い、所要の調整を行う。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 機構による発行者等への共通番号の通知</p>	<p>① 請求対象の株主等の株主等照会コード</p> <p>② 対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>③ 請求対象の株主等が総株主通知等により通知された者であるか各種請求取次ぎにより通知された者であるかの別</p> <p>④ 請求対象の株主等が総株主通知等により通知された者である場合は当該総株主通知等の株主確定日等又は請求対象の株主等が各種請求取次ぎにより通知された者である場合は当該各種請求取次ぎの取次日</p> <p>⑤ 請求対象の株主等について発行者等が支払調書の作成が必要である旨</p> <p>○ 機構は、発行者等から株主等の共通番号の請求を受けた場合には、当該請求の翌営業日に、発行者等に対して、請求対象の株主等に係る次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 株主等の株主等照会コード</p> <p>② 株主等の共通番号（口座管理機関から通知を受けている場合又は機構加入者から届出を受けている場合に限る。）</p>	<p>※ 違法な共通番号の請求でない旨を都度申告する。</p> <p>※ 具体的には、機構から発行者等に対して通知する「共通番号照会結果データ」を新設する。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関が総株主報告等又は各種請求取次ぎで通知した株主等の加入者口座コードに紐づく共通番号提供用ファイルに登録されている共通番号（発行者等からの請求日時点で登録されている共通番号）を通知する。なお、担保株式に係る担保設定者の共通番号については、差入元口座管理機関が機構に対して共通番号を通知していることから、差入先口座</p>

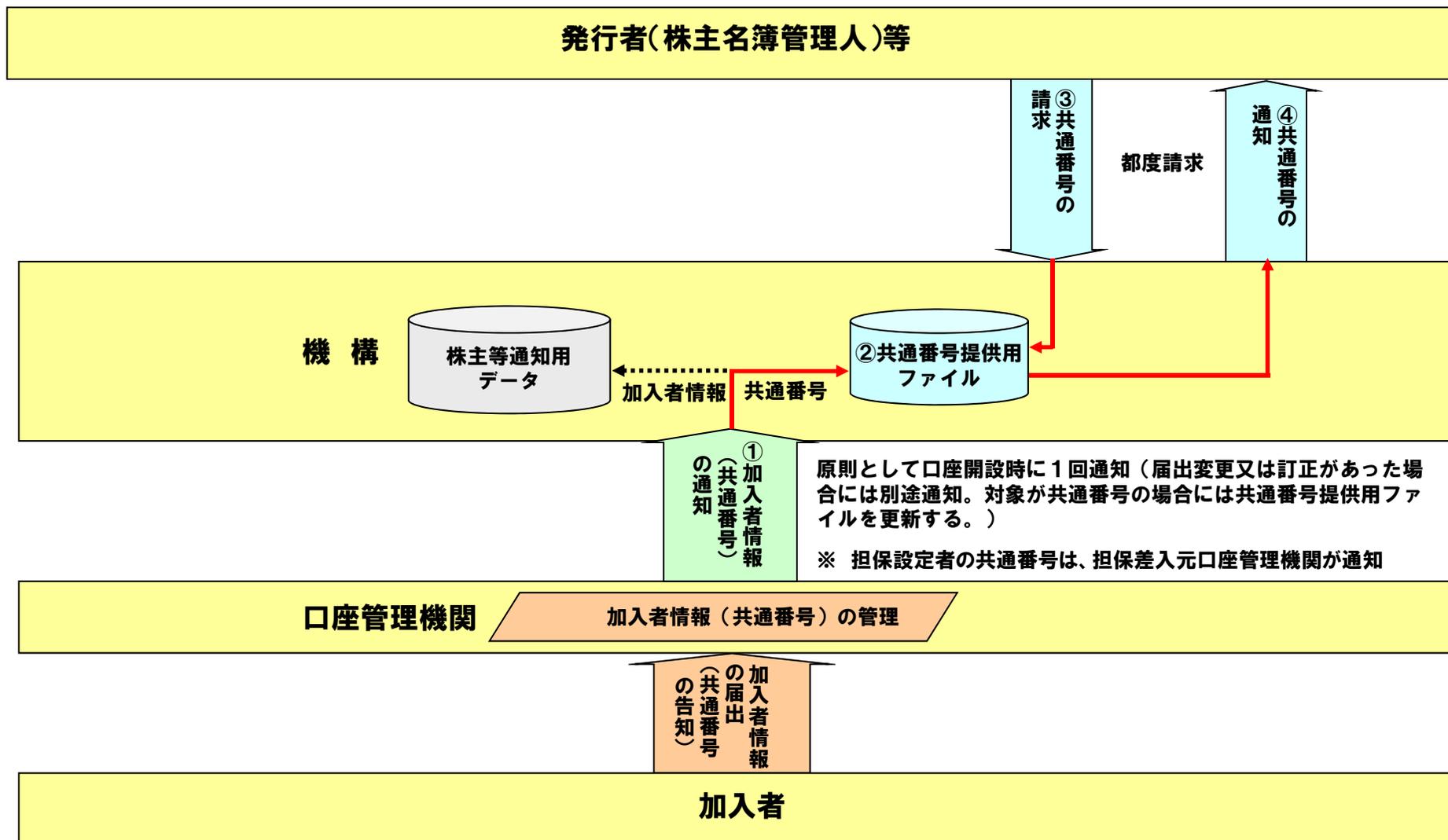
項 目	内 容	備 考
		<p>管理機関が総株主報告等で通知した担保設定者の加入者口座コードに紐づく共通番号提供用ファイルに登録された共通番号を通知する。</p> <p>※ 担保株式に係る担保設定者の共通番号が変更された場合の共通番号及び番号法の施行日までに、担保株式となっている株式の担保設定者の共通番号についても、差入元口座管理機関から機構に対して担保設定者の共通番号の通知がなされていれば、当該共通番号を通知する。</p> <p>※ 請求対象の株主等の口座が複数の者の共有に属する場合（すべての共有者が列挙された名義の口座の場合）には、各共有者の共通番号を通知する。なお、共有者の共通番号の通知については、共有者の氏名又は名称及び住所の通知方法と同様の手続により行う。</p> <p>※ 請求対象の株主等が総株主通知により通知を受けた株主等であって、名寄せされている同一の株主等について、当該総株主通知等に係る報告を行った口座管理機関から異なる共通番号が通</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>③ 対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>④ 請求対象の株主等が総株主通知等により通知された者であるか各種請求取次ぎにより通知された者であるかの別</p> <p>⑤ 請求対象の株主等が総株主通知等により通知された者である場合は当該総株主通知等の株主確定日等又は請求対象の株主等が各種請求取次ぎにより通知された者である場合は当該各種請求取次ぎの取次日</p> <p>⑥ 総株主通知等又は各種請求取次ぎにより通知された、請求対象の株主等の有する対象銘柄である振替株式等の数</p>	<p>知され、共通番号提供用ファイルに登録されている場合には、それぞれの共通番号及び共通番号ごとの当該総株主通知等における残高を通知する。</p> <p>※ 同一の株主等について、加入者から共通番号の告知を受けている口座管理機関と受けていない口座管理機関の口座が名寄せされている場合には、告知分・未告知分に区分して通知する。</p> <p>※ 左記の事項の通知日以降に、口座管理機関から機構に対して、共通番号の変更又は訂正の通知があっても、機構は、発行者等に対して当該情報を通知しない。</p>

項 目	内 容	備 考
4. その他	<p>○ 現在、機構と直接口座管理機関の間で、加入者の個人情報が記載された書面を受受する場合には郵送で受受しているが、番号法上、口座管理機関から機構を通じて発行者等に対して個人番号を通知する方法は、電磁的方法による必要があるため、機構と直接口座管理機関、機構と株主名簿管理人との間で、加入者の共通番号をはじめとする個人情報を電磁的に授受する仕組みを構築する。</p> <p>○ 本要綱の個人番号の取扱いにおいて、発行者等、機構及び口座管理機関は番号法施行令第25条及び番号法施行規則第21条に規定する特定個人情報の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○ 番号法対応に関しては、振替決済口座管理約款等に所要の改正が必要となる。</p> <p>○ 番号法対応に要する機構の費用は、これにより便益を享受する者の負担により賄う。</p>	<p>※ 具体的には加入者情報Web端末によってファイルを受受する仕組みを構築する。</p> <p>※ 左記の対応後、機構と株主名簿管理人の間にある暗号化ソフトを利用したTarget保振サイトによる通知は廃止する。</p> <p>※ 間接口座管理機関と直近上位機関の間の個人番号の授受も電磁的方法による必要がある。</p> <p>※ 口座管理機関が加入者から共通番号の提供を受ける方法等については、口座管理機関において検討する必要がある。</p>

以 上

株式等振替制度における番号法対応の概念図



- ①口座管理機関は加入者情報の通知と同じタイミングで、機構に対して共通番号を通知する。
- ②機構は通知を受けた共通番号を共通番号提供用ファイルに保持する。
- ③発行者(株主名簿管理人)等は、総株主通知等や各種請求取次ぎで通知された株主等のうち、支払調書の作成対象となる株主等の共通番号を機構に対して請求する。
- ④機構は、発行者(株主名簿管理人)等に対して共通番号提供用ファイルに登録されている請求対象の株主等の共通番号を通知する。
- ※機構は口座管理機関から通知された共通番号を名寄せには利用せず、株主等通知用データとは別の共通番号提供用ファイルに登録する。

加入者情報の通知を行う場合の共通番号の通知のイメージ

内 容			備 考
	口座管理機関	機構	他の口座管理機関
	口座開設（共通番号の告知）		
通知日	加入者情報データ（新規登録）	加入者情報データ（新規登録）受付	
夜間バッチ	エラーの場合		
通知日 + 1 日	加入者情報エラー通知データ 加入者情報登録済通知データ		<p>（当該加入者のための口座を開設している他の口座管理機関がある場合） 加入者情報更新済通知データ</p>
<p>※ 現在行われている処理のうち、番号法対応に伴うシステム仕様の変更が発生する処理。</p> <p>※ 加入者情報データ（新規登録）、加入者情報エラー通知データ、加入者情報登録済通知データのインタフェースは、ファイル伝送及び加入者情報Web端末である。</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者情報Web端末の加入者情報の照会機能により、機構に対して通知した共通番号を照会することができる。</p>			
<p>1 左記の図は加入者情報の新規登録を例に記載している。</p> <p>2 口座管理機関は、機構に対して、加入者の共通番号（加入者から告知を受けた場合に限る。）を含めた「加入者情報データ（新規登録）」を通知する。</p> <p>3 機構は、共通番号を名寄せのキー項目として使用しない。また、既存の株主等通知用データではなく、共通番号提供用ファイルで共通番号を管理する。</p> <p>4 機構は、共通番号を通知した口座管理機関に対して、共通番号提供用ファイルに登録した共通番号を「加入者情報登録済通知データ」により通知する。</p> <p>5 他の口座管理機関に対する加入者情報更新済通知データにおいて、共通番号は通知しない。</p>			

共通番号の請求及び通知のイメージ

内 容			備 考
	口座管理機関	機構	発行者(株主名簿管理人)
	総株主報告データ 単元未満株式買取・振替請求	総株主報告データ、 買取・振替請求の受付	
		総株主通知データ、権利行使等取次ぎファイルの作成	
			総株主通知データ、 権利行使等取次ぎファイル
請求日		共通番号照会データの受付	共通番号照会データ
夜間 バッチ		共通番号照会結果データの作成	
請求日 +1日			共通番号照会結果データ
<p>※  現在行われている処理であり、番号法対応に伴うシステム仕様の変更は発生しない。</p> <p>※ 共通番号照会データ及び共通番号照会結果データのインタフェースは、ファイル伝送である。</p>			

- 左記の図は総株主通知及び単元未満株式の買取請求を例に記載している。
- 総株主通知等及び各種請求取次ぎに関して、口座管理機関又は株主名簿管理人と機構との間で授受するデータの仕様及び取扱いは変更しない。
- 株主名簿管理人は、機構から総株主通知等及び各種請求取次ぎにより通知を受けた株主等のうち、支払調書の作成対象となる株主等のみの共通番号を、機構に対して「共通番号照会データ」により請求する。それを受けた機構は、請求の翌営業日に、株主名簿管理人に対して、株主等の共通番号を「共通番号照会結果データ」により通知する。
- 請求対象の株主等が総株主通知等により通知を受けた株主等であって、名寄せされている同一の株主等について、当該総株主通知等に係る報告を行った口座管理機関から異なる共通番号が通知され、共通番号提供用ファイルに登録されている場合には、それぞれの共通番号及び共通番号ごとの当該総株主通知等における残高を通知する。